

募集します（2次募集）

令和3年
4月採用 **葛巻町職員**

町では、令和3年度に採用する職員の採用試験を次のとおり行います。

【試験職種、採用予定人員】

- ①一般事務（一般採用）…若干名
- ②一般事務（障がい者採用）…1名
- ③土木技師…1名
- ④建築技師…1名
- ⑤薬剤師…1名
- ⑥臨床検査技師…1名
- ⑦作業療法士または理学療法士…1名
- ⑧看護師…若干名

※7月12日実施の葛巻町職員採用試験（1次募集）を受験した人は、受験できません。また、③～⑧の教養試験は実施しません。（作文試験および性格特性検査あり）

【受験資格】

- ▷①平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
- ▷②昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、指定する手帳の交付を受けている人
- ▷③④昭和60年4月2日以降に生まれた人で、該当の免許を取得した人または採用までに取得する見込みの人
- ▷⑤⑥⑦⑧昭和50年4月2日以降に生まれた人で、該当の免許を取得した人または採用までに取得する見込みの人

【受付期限】

8月14日(金) 17時15分まで
※郵送の場合は8月14日(金)までに必着のものに限り受け付けます。

【日時&会場】

試験日 9月20日(日)

時間 一般事務

《受付》9時～9時30分

《試験開始》10時から

一般事務以外

《受付》12時～12時30分

《試験開始》13時から

会場 岩手大学教育学部 総合教育研究棟
(〒020-0066盛岡市上田3丁目18番34号)

【その他】

県内で新型コロナウイルス感染症が発生した際は、試験会場や方法を変更する場合があります。

職員採用試験申込書を役場2階の政策秘書課で交付します。なお、町のホームページ (<https://www.town.kuzumaki.iwate.jp>) からダウンロードできますので、ご利用ください。

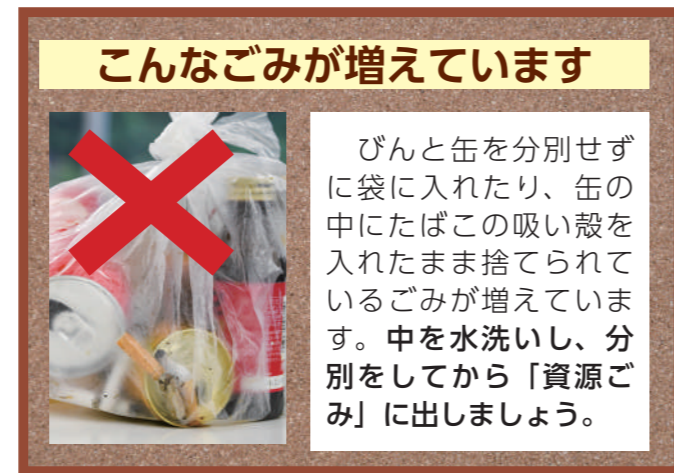


ごみの分け方・出し方

びん類と缶類は「資源ごみ」です。中を水洗いし、きれいにしてから捨てることで資源に生まれ変わります。分別のポイントをお知らせしますので、参考にしながらごみを減らしましょう。

圃農林環境エネルギー課 ☎66-2111内線141、143

びん類&缶類の分別



こんなごみが増えています

びんと缶を分別せずに袋に入れたり、缶の中にたばこの吸い殻を入れたまま捨てられているごみが増えています。**中を水洗いし、分別をしてから「資源ごみ」に出しましょう。**

1 びん類の分別ポイント

- ▷中を水洗いしましょう。特に調味料や焼肉のたれなどが入った容器の汚れが目立ちますので、きれいにすすいでください。
- ▷一升びんやビールびんは、できるだけ子ども会の廃品回収に出しましょう。
- ▷ふたは外して、燃えないごみへ出しましょう。
- ▷プラスチックのキャップは、プラスチック製容器包装に出しましょう。
- ▷透明、半透明の袋に入れてごみに出しましょう。（片手で持てる重さにしてください）

2 缶類の分別ポイント

- ▷中を水洗いしましょう。特に魚や肉類の缶詰などの汚れが目立ちますので、きれいにすすいでください。
- ▷スチール缶とアルミ缶は、別々の袋にまとめましょう。
- ▷缶は、つぶさずに袋に入れてください。
- ▷スプレー缶は中身を使い切り、穴を開けずにスプレー缶だけをまとめて出しましょう。
- ▷透明、半透明の袋に入れて出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合

町税などの減免、徴収の猶予をご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、申請により町税などの減免または徴収の猶予を受けることができます。納付が困難な方への納税相談は、いつでも応じています。悩みを抱え込まず、お早めにご相談ください。



1. 「国民健康保険税」と「後期高齢者医療保険料」の減免について

対象世帯(被保険者)	該当要件	減免内容	申請方法
主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合	死亡または1カ月以上の治療を有するなどの病状が著しく重い場合	全額免除	医師の診断書や死亡診断書の写しなど、感染した事実の分かる書類
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、一定の要件に該当する場合	①前年の合計所得金額が1,000万円以下 ②事業収入等が前年と比較して30%以上減少することが見込まれる ③減少することが見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下	一部減免	昨年と本年の事業収入等の分かる書類（給与明細、帳簿の写し、振込金額の分かる通帳の写しなど）

【適用】本年2月以降の納期から、令和3年3月末までの納期分

圃《国民健康保険税》

住民会計課税務徴収係 ☎66-2111内線132、133、134

圃《後期高齢者医療保険料》

岩手県後期高齢者医療保険広域連合 ☎019-606-7504または住民会計課国保係 ☎66-2111内線125

2. 「個人住民税」と「法人住民税」、「固定資産税」などの徴収の猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当程度の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

対象者	対象となる地方税	申請方法(期限ごとの申請が必要です)
次のいずれにも該当する人 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、本年2月以降の任意期間（1カ月以上）において、事業などの収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している ②税金の納付が困難な場合	本年2月1日から令和3年1月31日まで に納期が到来する地方税（個人住民税、法人住民税、固定資産税など） ※納期限が申請期限となります。	▷徴収猶予許可申請書 ▷事業収入等の収入減少が分かる書類 ▷預金残高が分かる部分の写し 猶予を受ける額が100万円以下の場合 ▷財産収支状況書 猶予を受ける額が100万円を超える場合 ▷財産目録、収支の明細書

圃住民会計課税務徴収係 ☎66-2111内線132、133、134